

社会保険加入条件拡大について

1回目厚労省年金局企画法令係に聞く

16.5.9 N 関労調べ

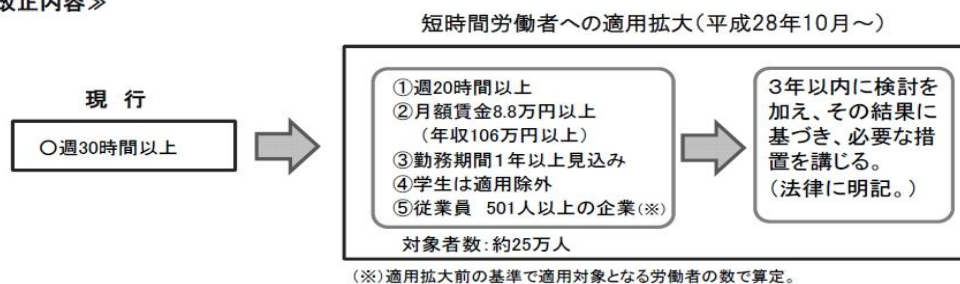
下記は、2015年10月2日付けの厚労省の資料です。この資料に基づき、厚労省年金局企画法令係に話を聞いた。

要旨は以下の通り。

平成28年10月施行の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法））が成立した。

《改正内容》



《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、加入者割の間、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。なお、後期支援金については、平成29年度から全面総報酬割となることから、特例措置は平成28年10月から29年3月までの間のもとなる。

2

1. 適用拡大は、①週20時間以上、②月額賃金8万8千円以上など、上記①～⑤項に該当する労働者は、社会保険料の支払い義務が生じるようになる。
2. 激変緩和は上記の介護納付金の負担軽減で、詳しい内容は省令等で今後、決まる。
3. ②項の「月額賃金8万8千円以上」とは、今年9月の月額賃金を指す。
4. 「今年9月以前に、会社として条件を変更して、週20時間未満や月額賃金8万8千円未満であれば、社会保険の適用拡大の対象にはならないのか」との質問に対しては、「今年9月以前に、週20時間未満や月額賃金8万8千円未満であれば社会保険の適用拡大から外れる」と答えた。